



## プレスリリース

平成29年3月23日

各位

株式会社 日本商品清算機構

### 取締役会における決議事項について

本日開催の当社取締役会において、2017年度～2019年度における中期経営計画及び2017年度の事業計画（参考）を別紙のとおり決定しましたのでお知らせいたします。引き続き皆様方のご理解とご協力を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

以上

本件に関するお問合せ先  
株式会社 日本商品清算機構  
(問合せ先 03-5847-7521)

## 株式会社日本商品清算機構 2017 年度中期経営計画

## 【情勢認識】

1. 2016 年度上期前半は、英国の EU 離脱決定による世界経済の先行き不安から金が高ボラティリティとなったが、夏場以降はレンジ内での値動きとなり取引低迷が数ヶ月続くこととなった。後半は 11 月の米国大統領選を契機として、原油価格の上昇やリスクオン、オフの切り替わりによる金価格の大変動などで、2016 暦年の取引高は前年比 10%増と 3 年ぶりに 2,700 万枚に乗せた。また、取引証拠金預託額も原油取引や金限日取引の一層の投資人気化などにより、年末に 2016 暦年の最高額となる 1,500 億円台に、更には 1 月下旬に 1,600 億円台に乗せるなど増加傾向となっている。
2. 清算機関に対する国際的リスク管理規制への対応が予てからの課題であり、当社は、清算機関としての信用力の強化に向け、「商品取引清算機関の監督の基本的な指針」及び「FMI 原則」を踏まえたリスク管理の高度化に万全を尽くす必要がある。
3. もう一つの重点課題であった新システムへの移行は、昨年 9 月に東京商品取引所（以下「TOCOM」という。）システムとともに当社清算システムもリニューアルし、清算業務を遂行している。
4. 以上の認識の下、TOCOM グループの一員として、より一層の一体的かつ戦略的な経営を行い、以下の課題に着実に取り組む。

## 【中期経営目標】

定例業務を的確に遂行するとともに、下記の事項に取り組むことにより、環境変化に的確に対応しつつ、国際的に信頼性の高い清算機関を目指す。

## 【重点戦略】

1. 清算業務遂行基盤の確立
  - (1) 長期安定的な経営基盤の構築
    - ・2017 年度以降の長期安定的な経営基盤の構築に向け、TOCOM グループ全体で手数料見直しを図る。
  - (2) 新清算システムの運用改善及び事業継続計画等の整備強化
    - ・TOCOM の新取引システムと並行して、新清算システムの運用改善及び事業継続計画等の整備強化を図る。
2. リスク管理に係る規制強化への対応

「商品取引清算機関の監督の基本的な指針」及び「FMI 原則」を踏まえた国際基準のリスク管理規制強化への対応を進める。

3. 新たな経営課題等への対応

- (1) 商品取引所が行う取引活性化に向けた諸施策に連動した適切な対応
  - ・商品取引所及び関係団体が実施する取引活性化に向けた諸施策に連動した適切な対応を進める。
- (2) TOCOM の電力市場等の総合コモディティ市場整備に向け協調対応
  - ・TOCOM の電力市場等の総合コモディティ市場整備への取組みと協調し、清算機関として必要な対応を進める。
- (3) 新たな清算参加者の拡充への対応
  - ・TOCOM による新たな市場参加者の参入促進に向けた取組みと歩調を合わせ、清算参加者の参入等について必要な対応を行う。

以上

## 株式会社日本商品清算機構 2017 年度事業計画

### 1. 清算業務遂行基盤の確立

#### (1) 長期安定的な経営基盤の構築

・2017 年度以降の長期安定的な経営基盤の構築に向け、TOCOM グループ全体で手数料見直しを図る。

#### (2) 新清算システムの運用改善及び事業継続計画等の整備強化

・TOCOM の新取引システムと並行して、新清算システムの運用改善及び事業継続計画等の整備強化を図る。

### 2. リスク管理に係る規制強化への対応

・商品取引清算機関の監督の基本的な指針及び FMI 原則を踏まえた国際基準のリスク管理規制強化への対応を進める。

### 3. 新たな経営課題等への対応

#### (1) 商品取引所が行う取引活性化に向けた諸施策に連動した適切な対応

・商品取引所及び関係団体が実施する取引活性化に向けた諸施策に連動した適切な対応を進める。

#### (2) TOCOM の電力市場等の総合コモディティ市場整備に向け協調対応

・TOCOM の電力市場等の総合コモディティ市場整備への取組みと協調し、清算機関として必要な対応を進める。

#### (3) 新たな清算参加者の拡充への対応

・TOCOM による新たな市場参加者の参入促進に向けた取組みと歩調を合わせ、清算参加者の参入等について必要な対応を行う。

以上